

都市計画法(以下「法」という。) 第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例(以下「条例」という。) 第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する者は、当該原案について、縦覧期間満了日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成17年4月22日

京都市長 桜本 賴兼

1 地区計画の名称

西京桂坂地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

(地区計画の区域)

京都市西京区御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵大枝山町五丁目、御陵大枝山町六丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝北沓掛町二丁目及び大枝北沓掛町六丁目の各全部

京都市西京区御陵峰ヶ堂、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町二丁目、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町三丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町七丁目及び大枝中山町の各一部

(地区整備計画の区域)

桂坂第18地区

京都市西京区御陵大枝山町三丁目の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成17年4月22日から平成17年5月9日まで

(注)当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする者は、住所、  
氏名及び同原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上  
記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、〒6  
04-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京  
都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)